

十五 リース資産の償却等

改 正 後	改 正 前
<p><u>第6節の2 リース資産の償却等</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(所有権移転外リース取引に該当しないリース取引に準ずるものの意義)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>7-6の2-1 令第48条の2第5項第5号(所有権移転外リース取引)に規定する「これらに準ずるもの」として同号に規定する所有権移転外リース取引(以下この節において所有権移転外リース取引という)に該当しないものとは、例えば、次に掲げるものをいう。</u></p>	
<p><u>(1) リース期間(法第64条の2第3項(リース取引の範囲)に規定するリース取引(以下この節において「リース取引」という。)に係る契約において定められたリース資産(同条第1項に規定するリース資産をいう。以下この節において同じ。)の賃貸借期間をいう。以下この節において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースをすることがリース契約(リース取引に係る契約をいう。以下この節において同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)</u></p>	
<p><u>(2) 賃貸人に対してそのリース取引に係るリース資産の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃貸人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(著しく有利な価額)</u></p> <p><u>7 - 6 の 2 - 2 リース期間終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、賃貸人において当該リース資産につき令第 56 条(減価償却資産の耐用年数、償却率等)に規定する財務省令で定める耐用年数(以下この節において「耐用年数」という。)を基礎として定率法により計算するものとした場合におけるその購入時の未償却残額に相当する金額(当該未償却残額が当該リース資産の取得価額の 5 %相当額を下回る場合には、当該 5 %相当額)以上の金額とされている場合は、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号ロ(所有権移転外リース取引)に規定する「著しく有利な価額」に該当しないものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(専属使用のリース資産)</u></p> <p><u>7 - 6 の 2 - 3 次に掲げるリース取引は、令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号ハ(所有権移転外リース取引)に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 建物、建物附属設備又は構築物(建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものを除く。)を対象とするリース取引</u></p> <p><u>(2) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当</u></p>	<p>(新 設)</p>

該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であつて、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引

(専用機械装置等に該当しないもの)

7 - 6 の 2 - 4 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、7 - 6 の 2 - 3 の(2)に定めるリース取引には該当しないものとする。

- (1) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等
- (2) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別の仕様を有するもの
- (3) (1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用することができると認められるもの

(形式基準による専用機械装置等の判定)

7 - 6 の 2 - 5 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の 100 分の 80 に相当する年数(1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号八(所有権移転外リース取引)に規定する「その使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。

(識別困難なリース資産)

7 - 6 の 2 - 6 令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号八(所有権移転外リース取引)に規

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>定する「当該目的資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。</u></p> <p><u>(相当短いものの意義)</u></p> <p><u>7-6の2-7 令第48条の2第5項第5号二(所有権移転外リース取引)に規定する「相当短いもの」とは、リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものをいう。</u></p> <p><u>(注)1 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産につき耐用年数を加重平均した年数(賃借人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により判定を行っているときは、これを認めるものとする。</u></p> <p><u>2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に再リースの期間を含めて判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)</u></p> <p><u>7-6の2-8 賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなリース取引については、令第48条の2第5項第5号二(所有権移転外リース取引)に</u></p>	<p>(新 設)</p>

規定する「賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。

## 第2款 賃借人の処理

(新設)

(賃借人におけるリース資産の取得価額)

(新設)

7-6の2-9 賃借人におけるリース資産の取得価額は、原則としてそのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、リース料の額の合計額のうち利息相当額から成る部分の金額を合理的に区分することができる場合には、当該リース料の額の合計額から当該利息相当額を控除した金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。

(注)1 再リース料の額は、原則として、リース資産の取得価額に算入しない。

ただし、再リースをすることが明らかな場合には、当該再リース料の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

2 リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

3 本文ただし書の適用を受ける場合には、当該利息相当額はリース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金の額に算入する。

(リース期間終了の時に賃借人がリース資産を購入した場合の取得価額等)

(新設)

7-6の2-10 賃借人がリース期間終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を購入した場合(そのリース取引が令第48条の2第5項第5号イ若しくはロ(所有権移転外リース取引)に掲げるもの又はこれらに準ずるものに該当する場合を除く。)には、その購入の直前における当該資産の取得価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とし、当該資産に係るその後の償却限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次により計算する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>当該資産に係るリース取引が所有権移転リース取引（所有権移転外リース取引に該当しないリース取引をいう。）であった場合</u> <u>引き続き当該資産について採用している償却の方法により計算する。</u></p> <p>(2) <u>当該資産に係るリース取引が所有権移転外リース取引であった場合</u> <u>法人が当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産（リース資産に該当するものを除く。以下同じ。）について採用している償却の方法に応じ、それぞれ次により計算する。</u></p> <p>イ <u>その採用している償却の方法が定率法である場合</u> <u>当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応ずる償却率、改定償却率及び保証率により計算する。</u></p> <p>ロ <u>その採用している償却の方法が定額法である場合</u> <u>その購入の直前における当該資産の帳簿価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数（その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。）に応ずる償却率により計算する。</u></p> <p>(注) <u>事業年度中途にリース期間が終了する場合の当該事業年度の償却限度額は、リース期間終了の日以前の期間につきリース期間定額法により計算した金額とリース期間終了の日後の期間につき(2)により計算した金額の合計額による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 賃貸人の処理</u></p> <p><u>（リース期間の終了に伴い返還を受けた資産の取得価額）</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>
<p>7 - 6 の 2 - 11 <u>リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の</u></p>	

目的物であった資産の返還を受けた場合には、賃貸人は当該リース期間終了の時に当該資産を取得したものとす。この場合における当該資産の取得価額は、原則として、返還の時の価額による。ただし、当該資産に係るリース契約に残価保証額の定めがある場合における当該資産の取得価額は、当該残価保証額とする。

リース期間の終了に伴い再リースをする場合についても同様とする。

(注) 残価保証額とは、リース期間終了の時にリース資産の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該リース取引に係る賃借人その他の者がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。

(リース期間の終了に伴い取得した資産の耐用年数の見積り等)

7 - 6 の 2 - 12 リース期間の終了に伴い賃貸人が賃借人からそのリース取引の目的物であった資産を取得した場合における当該資産の耐用年数は、次のいずれかの年数によることができる。

- (1) 当該資産につき適正に見積ったその取得後の使用可能期間の年数
- (2) 次の場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる年数(その年数に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とする。)

イ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数以上である場合 当該耐用年数の20%に相当する年数

ロ 当該資産に係るリース期間が当該資産について定められている耐用年数に満たない場合 当該耐用年数からリース期間を控除した年数に、当該リース期間の20%に相当する年数を加算した年数

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第4款 その他</u></p> <p><u>(賃貸借期間等に含まれる再リース期間)</u></p> <p>7 - 6 の 2 - 13 <u>令第48条第1項第6号(旧国外リース期間定額法)に規定する「賃貸借の期間」には、改正前リース取引(同号に規定する改正前リース取引をいう。以下7 - 6 の 2 - 15 において同じ。)のうち再リースをすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。</u></p> <p><u>令第48条の2第1項第6号(リース期間定額法)に規定する「リース期間」及び令第49条の2第1項(旧リース期間定額法)に規定する「改定リース期間」についても同様とする。</u></p> <p><u>(国外リース資産に係る見積残存価額)</u></p> <p>7 - 6 の 2 - 14 <u>賃貸人が、令第48条第5項第2号(見積残存価額の意義)に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産(同条第1項第6号(旧国外リース期間定額法)に規定する国外リース資産をいう。以下7 - 6 の 2 - 15 までにおいて同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。</u></p> <p><u>(国外リース資産に係る転貸リースの意義)</u></p> <p>7 - 6 の 2 - 15 <u>賃貸人が旧リース資産(改正前リース取引の目的とされている減価償却資産をいう。以下7 - 6 の 2 - 15 において同じ。)を居住者又は内国法人に対して賃貸した後、更に当該居住者又は内国法人が非居住者又は外国法</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



人(以下7-6の2-15において「非居住者等」という。)に対して当該旧リース資産を賃貸した場合(非居住者等の専ら国内において行う事業の用に供されている場合を除く。)において、当該旧リース資産の使用状況及び当該賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に賃貸人から非居住者等に対して直接賃貸したと認められるときは、当該賃貸人の所有する当該旧リース資産は国外リース資産に該当することに留意する。

(減価償却に関する明細書)

7-6の2-16 令第63条第1項(減価償却に関する明細書の添付)の規定の適用において、同項に規定する「第131条の2第3項(リース取引の範囲)の規定により償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされる金額」に該当するものであっても、例えば、リース期間におけるリース料の額が均等でないため、当該事業年度において償却費として損金経理をした金額とされた賃借料の額と当該事業年度のリース資産に係る償却限度額とが異なることとなるものについては、減価償却に関する明細書を用いるなどして償却超過額又は償却不足額の計算をすることに留意する。

(新設)

## 十六 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
(定款記載を欠く設立費用) 8-1-1 ..... .....令第14条第1項第1号(創業費) .....	(定款記載を欠く設立費用) 8-1-1 ..... .....令第14条第1項第1号(創業費) .....
(資源の開発のために特別に支出する費用) 8-1-2 令第14条第1項第3号.....	(資源の開発のために特別に支出する費用) 8-1-2 令第14条第1項第4号.....

改 正 後	改 正 前
(注) .....	(注) .....
( 公共的施設の設置又は改良のために支出する費用 )	( 公共的施設の設置又は改良のために支出する費用 )
8 - 1 - 3 <u>令第 14 条第 1 項第 6 号イ</u> .....	8 - 1 - 3 <u>令第 14 条第 1 項第 8 号イ</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(3) .....	(3) .....
( 共同的施設の設置又は改良のために支出する費用 )	( 共同的施設の設置又は改良のために支出する費用 )
8 - 1 - 4 <u>令第 14 条第 1 項第 6 号イ</u> .....	8 - 1 - 4 <u>令第 14 条第 1 項第 8 号イ</u> .....
( 資産を賃借するための権利金等 )	( 資産を賃借するための権利金等 )
8 - 1 - 5 ..... <u>令第 14 条第 1 項第 6 号ロ</u> .....	8 - 1 - 5 ..... <u>令第 14 条第 1 項第 8 号ロ</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(注) .....	(注) .....
( ノーハウの頭金等 )	( ノーハウの頭金等 )
8 - 1 - 6 ..... ..... <u>令第 14 条第 1 項第 6 号ハ</u> .....	8 - 1 - 6 ..... ..... <u>令第 14 条第 1 項第 8 号ハ</u> .....
(注) .....	(注) .....
( 広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 )	( 広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 )
8 - 1 - 8 <u>令第 14 条第 1 項第 6 号ニ</u> .....	8 - 1 - 8 <u>令第 14 条第 1 項第 8 号ニ</u> .....

( スキー場のゲレンデ整備費用 )

8 - 1 - 9 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 6 号ホ.....  
.....  
(注) 1 .....  
2 .....

( 出版権の設定の対価 )

8 - 1 - 10 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 6 号ホ.....  
(注) .....

( 同業者団体等の加入金 )

8 - 1 - 11 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 6 号ホ.....  
(注) .....

( 職業運動選手等の契約金等 )

8 - 1 - 12 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 6 号ホ.....  
(注) .....

( スキー場のゲレンデ整備費用 )

8 - 1 - 9 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 8 号ホ.....  
.....  
(注) 1 .....  
2 .....

( 出版権の設定の対価 )

8 - 1 - 10 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 8 号ホ.....  
(注) .....

( 同業者団体等の加入金 )

8 - 1 - 11 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 8 号ホ.....  
(注) .....

( 職業運動選手等の契約金等 )

8 - 1 - 12 .....  
.....令第 14 条第 1 項第 8 号ホ.....  
(注) .....